

# カトリック大和高田教会 小教区評議会規約

## 第1章 総 則

(小教区評議会の設置)

第1条 本教会に設置する小教区評議会は、「カトリック大和高田教会 小教区評議会(以下、「評議会」という。)」と称する。

- 2) 評議会は、信徒一人ひとりがすべての人びとに愛の奉仕をするために、京都教区が推進する共同宣教司牧の使命を分かち合い、さまざまな奉仕活動を通じて、共同体である小教区の維持・運営に参加することを趣旨とする。

(目 的)

第2条 この規約は、前条の趣旨にもとづいて共同宣教司牧の目的に資するために設置する「評議会」の運営に関する事項を定める。

## 第2章 評 議 会

(評議会)

第3条 評議会は、京都教区司教から任命されたブロック司牧チーム(以下、「司牧チーム」という。)が主宰し、場合によって司教から任命された修道者がこれに含まれる。

第4条に定める評議員が参加する。

- 2) 評議会は、司牧チームが2力月に1回、または必要があると認めるときは、臨時に、それぞれ招集する。
- 3) 議長は、評議会役員(以下、「役員」という。)とする。

(評議員の構成)

第4条 評議員は、次のものによって構成する。

- (1) 信徒の代表として選出された役員。
- (2) 各地区・各部会・担当委員の代表者
- (3) 評議会が認めるその他の任意団体などの代表者

(審議事項)

第5条 評議会、小教区の運営活動全般に関する次の事項を審議する。

- (1) 小教区の宣教司牧の基本方針(長期・中期)に関すること
- (2) 宣教司牧方針に基づく年間行事の決定に関すること
- (3) 予算と決算の承認及び予算外の支出の承認に関すること
- (4) 役員または地区長・部長・担当委員の選任または退任に関すること
- (5) 奈良ブロック会議の要請にもとづく検討事項または提案事項に関すること
- (6) 地区会・部会・担当委員または任意団体などの提案事項に関すること
- (7) 地区会・部会・担当委員または任意団体などの設置・改変に関すること
- (8) 小教区評議会規約の変更に関すること
- (9) その他小教区の運営活動に必要と認められる事項

(審議の決定と承認)

第6条 審議事項は、原則として出席者の合議により結論を出し、司牧チームによる承認を経て実行されるものとする。

## 第3章 役 員

(役員を選出・任期)

第7条 役員の定数は、原則として4名とする。

- 2) 役員は、教会に在籍する20歳以上の信徒の中から推薦または選挙により選出された者から司牧チームが任命する。選出方法は別に定める。
- 3) 役員の任期は、原則として2年とする。ただし、再任されることができる。
- 4) 役員が任期中途で退任する場合は、後任の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の仕事)

第8条 役員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 司牧チームと共に、小教区における「共同宣教司牧チーム」の一員として、小教区全般の運営について調整
- (1) 評議会の準備、議事運営、議事録の作成
- (2) 評議会代表として奈良ブロック会議、その他必要に応じて会合・行事などに参加

#### 第4章 部会並びに任意団体・担当委員

(部会)

第9条 信徒が共同宣教司牧及び小教区の奉仕活動に参加するために、次の部会を設ける。

- ① 教育部
- ② 典礼部
- ③ 広報部
- ④ 施設管理部
- ⑤ 財務部

2) 部会の業務分掌及び運営に関する事項は別に定め公示する。

(任意の団体)

第10条 信徒の自主的な奉仕活動を目的とした任意の団体を設けることができる。

2) 任意団体等の運営に関する事項は、別に定める。

(担当委員)

第11条 評議会は、京都教区または奈良ブロック会議もしくは小教区等における、特定の任務を担当する委員を選任することができる。

2) 国際協力委員、奈良ブロック聖書講座委員会の担当委員を設ける。

3) 委員の任期は、第7条第3項および第4項に準ずる。

#### 第5章 総会

(小教区総会)

第12条 司牧チームは、小教区総会を招集する。開催は年1回とするが、必要に応じて開催できる。

2) 総会は、信徒全員が小教区共同体の一員として参加し、小教区の維持・運営に対し意見提案を行うことができる。

#### 第6章 会計監査

(会計監査)

第13条 評議会は、小教区の財務状況を監査するために会計監査を選任する。会計監査は評議員を兼任することはできない。

- 2) 会計監査は、司牧チームにより複数名を指名する。
- 3) 会計監査の任期は3年とする。ただし、司牧チームにより再指名することができる。
- 4) 任期中途で退任する場合は、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5) 会計監査は、監査結果について、毎年定期的に評議会に対し報告するものとする。

付則本規約の制定、変更は、教区司教の認可を得て発効する。

付則 本規約の教区司教の認可 2007年12月31日 発効2008年1月1日

付則 本規約改正の教区司教の認可 2014年7月30日 発効2014年9月1日

付則 本規約改正の教区司教の認可 2023年8月30日 発効2023年9月1日

十ハウに 大塚喜直

